

車両制限令の一部を改正する政令案要綱

第一 車両の高さの最高限度

道路管理者が指定した道路を通行する車両の高さの最高限度を三・八メートルから四・一メートルに引き上げるものとする事。

(第三条第一項関係)

第二 通行方法の制限

第一の指定を受けた道路について、道路管理者が当該道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要と認められる路肩の通行の禁止その他の高さ高三・八メートルを超える車両の通行方法を定めるときは、当該通行方法によらなければならないものとする事。

(第十条第一項関係)

第三 その他所要の改正を行う事。

第四 施行期日

この政令は、平成十六年三月一日から施行するものとする事。

(附則第一条関係)